

特定非営利活動法人

環境保全米ネットワーク

文書番号 27-1

手数料等(認証手数料)

| 版 | 制定日・改定日 | 改定箇所 | 改定内容 |
|----|------------|---------|--|
| 1 | 2006年4月1日 | — | 新規制定 |
| 2 | 2007年5月28日 | ヘッダ/フッタ | 表示方法見直しによる改訂 |
| 3 | 2010年4月1日 | 別表1 | 有機加工食品生産行程管理者の追加、注記2の修正 |
| 4 | 2011年4月15日 | 別表1 | 小分け業者手数料の項目を独立 注記2の修正、注記4の追加 |
| 5 | 2014年3月3日 | 別表1 | 内税方式→外税方式に変更 認定を取得する単位（農産生産行程管理者・加工生産行程管理者・小分け業者）別に料金表を再編 |
| 6 | 2017年5月19日 | 別表1 | 実地審査手数料にキャップ制設定 |
| 7 | 2017年12月1日 | 別表1 | 認定申請手数料と年次調査手数料を一本化。新たに複数区分認定取得時と、認定継承時の料金を規定 |
| 8 | 2018年4月1日 | 規程全体 | JAS法改正に対応するため、本文の「認定」を「認証」に置き換え |
| 9 | 2019年5月31日 | 別表1 | 有機料理を提供する飲食店等の管理方法について料金を設定 |
| 10 | 2021年3月16日 | 別表1 | 農福連携JAS業務実施のため改訂 |
| 11 | 2023年3月27日 | 別表1 | 1. 有機農産物の生産行程管理者を全面改訂 |

別表 1 (2023 年 4 月 1 日から適用)

認証 (年次調査) 手数料

1. 有機農産物の生産行程管理者

| 個人認証・団体認証 | 手数料 (円) | | 備考 |
|-------------------|---------------------------|------|---------|
| 認証 (調査) 申請手数料 | 10,000 | +消費税 | 1 申請につき |
| 書類審査 (調査)・判定手数料 | 25,000 | +消費税 | |
| 実地審査 (調査) 手数料 | | | |
| 面積 199a 以下 | $350 \times \text{面積}(a)$ | +消費税 | 注 1、注 2 |
| 200a 以上 500a 未満 | 70,000 | +消費税 | 注 1、注 2 |
| 500a 以上 1,000a 未満 | 90,000 | +消費税 | 注 1、注 2 |
| 1,000a 以上 | 100,000 | +消費税 | 注 1、注 2 |

注 1 申請面積合計の小数点以下は切り捨てる。団体認証の場合は構成員ごとに料金を計算し、合計金額を請求する。いずれの場合も、合計面積が 50a 未満の場合は 50a に切り上げる。

注 2 実地審査 (調査) 時の旅費・宿泊費は「旅費規程」に基づいて実費を請求する。

2. 有機加工食品の生産行程管理者

| 個人認証 | 手数料 (円) | | 備考 |
|---------------|--|------|------------|
| 認証 (調査) 申請手数料 | 5,000 | +消費税 | 1 申請につき |
| 書類審査 (調査) 手数料 | 10,000 | +消費税 | |
| 実地審査 (調査) 手数料 | | | |
| | 基本料金 16,000 | +消費税 | 4 時間まで 注 4 |
| | 4 時間超過分 $2,000 \times \text{人数(人)} \times \text{時間}$ | +消費税 | 4 時間以降 注 5 |
| 判定業務手数料 | 5,000 | +消費税 | |

| 団体認証 | 手数料 (円) | | 備考 |
|---------------|--|------|------------|
| 認証 (調査) 申請手数料 | 5,000 | +消費税 | 1 申請につき |
| 書類審査 (調査) 手数料 | $10,000 \times \text{人数(人)}$ | +消費税 | 注 6 |
| 実地審査 (調査) 手数料 | | | |
| | 基本料金 16,000 | +消費税 | 4 時間まで 注 4 |
| | 4 時間超過分 $2,000 \times \text{人数(人)} \times \text{時間}$ | +消費税 | 4 時間以降 注 5 |
| 判定業務手数料 | $5,000 \times \text{人数(人)}$ | +消費税 | 注 6 |

注 4 審査 (調査) 開始～終了 4 時間までは基本料金。審査員 2 名の場合 16,000 円。審査員 1 名の場合 8,000 円減額。3 名以上の場合 1 名ごとに 8,000 円増額 審査計画書への同意をいただいた時点で請求する。

注 5 人数=審査員の人数、時間は 30 分未満切り捨て、30 分以上切り上げ。
実地審査 (調査) 時間確定後に請求する。

実地審査（調査）時の旅費・宿泊費は「旅費規程」に基づいて実費を請求する。

注6 生産行程管理担当者と格付担当者の合計人数

3. 有機農産物又は有機加工食品小分け業者

| 個人認証 | 手数料（円） | | 備考 |
|-------------|--------------------------|------|----------|
| 認証（調査）申請手数料 | 5,000 | +消費税 | 1申請につき |
| 書類審査（調査）手数料 | 10,000 | +消費税 | |
| 実地審査（調査）手数料 | 基本料金 16,000 | +消費税 | 4時間まで 注7 |
| | 4時間超過分 2,000×人数(人)×時間 | +消費税 | 4時間以降 注8 |
| 判定業務手数料 | 5,000 | +消費税 | |

| 団体認証 | 手数料（円） | | 備考 |
|-------------|--------------------------|------|----------|
| 認証（調査）申請手数料 | 5,000 | +消費税 | 1申請につき |
| 書類審査（調査）手数料 | 10,000×人数(人) | +消費税 | 注9 |
| 実地審査（調査）手数料 | 基本料金 16,000 | +消費税 | 4時間まで 注7 |
| | 4時間超過分 2,000×人数(人)×時間 | +消費税 | 4時間以降 注8 |
| 判定業務手数料 | 5,000×人数(人) | +消費税 | 注9 |

注7 審査（調査）開始～終了4時間までは基本料金。審査員2名の場合16,000円。審査員1名の場合8,000円減額。3名以上の場合1名ごとに8,000円増額
審査計画書への同意をいただいた時点で請求する。

注8 人数=審査員の人数、時間は30分未満切り捨て、30分以上切り上げ。
実地審査（調査）時間確定後に請求する。

実地審査（調査）時の旅費・宿泊費は「旅費規程」に基づいて実費を請求する。

注9 小分け担当者と格付表示担当者の合計人数

4. 有機料理を提供する飲食店等の管理方法に係る取扱業者

| | 手数料（円） | | 備考 |
|-------------|--------------------------|------|-----------|
| 認証（調査）申請手数料 | 5,000 | +消費税 | 1申請につき |
| 書類審査（調査）手数料 | 5,000 | +消費税 | |
| 実地審査（調査）手数料 | 基本料金 16,000 | +消費税 | 4時間まで 注9 |
| | 4時間超過分 2,000×人数(人)×時間 | +消費税 | 4時間以降 注10 |
| 判定業務手数料 | 5,000 | +消費税 | |

注9 審査（調査）開始～終了4時間までは基本料金。審査員2名の場合16,000円。審査員1名の場合8,000円減額。3名以上の場合1名ごとに8,000円増額
審査計画書への同意をいただいた時点で請求する。

注10 人数＝審査員の人数、時間は30分未満切り捨て、30分以上切り上げ。

実地審査（調査）時間確定後に請求する。

実地審査（調査）時の旅費・宿泊費は「旅費規程」に基づいて実費を請求する。

5. 障害者が生産行程に携わった食品についての生産行程管理者及び小分け業者

| | 手数料（円） | | 備考 |
|-------------|----------------|-------|--------|
| 認証（調査）申請手数料 | 20,000 | + 消費税 | 1申請につき |
| 審査（調査）手数料 | 基本料金 40,000 | + 消費税 | |
| | 売上に応じた 料金 | + 消費税 | 注11 |

実地審査（調査）時の旅費・宿泊費は「旅費規程」に基づいて実費を請求する。

注11

| | |
|-------------------------|----------------------------|
| 売上金額区分 （年度単位）※ 12 | 売りに応じた料金 |
| 1000万円未満 | 売りに応じた額×0.8% |
| 3000万円未満 | 8万円+（売りに応じた額-1000万円）×0.4% |
| 3000万円以上 | 16万円+（売りに応じた額-1000万円）×0.1% |

※12 売上は、前年度中に格付をして出荷したノウフク食品に関して集計して算出する

複数認証を取得する場合の認証手数料割引について

(1) 割引適用条件

- ①認証取得済みの事業者が別区分の認証を追加申請する場合。
- ②認証取得予定の事業者が複数区分の認証を同時に申請する場合。

○認証区分の単位について

下表(ア)～(キ)をそれぞれ1区分とします。

| |
|---------------------------------|
| (ア) 有機農産物の生産行程管理者 |
| (イ) 有機加工食品の生産行程管理者 |
| (ウ) 有機農産物の小分け業者 |
| (エ) 有機加工食品の小分け業者 |
| (オ) 有機料理を提供する飲食店等の管理方法に係る取扱業者 |
| (カ) 障害者が生産行程に携わった食品についての生産行程管理者 |
| (キ) 障害者が生産行程に携わった食品についての小分け業者 |

(2) 割引内容

- ①の場合：追加する区分の「書類審査(調査)手数料」、
「実地審査(調査)手数料」、及び「判定業務手数料」
の合計額を50%割引します。
- ②の場合：申請区分毎に「書類審査(調査)手数料」、
「実地審査(調査)手数料」、及び「判定業務手数料」
を合計し、安い方の合計額を50%割引します。

(3) 旅費・宿泊費の取扱い特例

複数区分の申請を同時に行った時の実地審査(調査)旅費・宿泊費は重複して請求せず、実費合計金額を請求します。(上記(1)②の場合)

認証を承継する時に新規申請が必要な場合の手数料について

(1) 適用条件

- ①団体認証事業者の構成員が1名となり増員の見込みがない。
- ②個人の認証事業者(親)が経営移譲して子が認証事業者となる
- ③株式会社等法人が個人に認証業務を継承する。

(2) 手数料詳細

年次調査時に適用する「書類(調査)審査手数料」、「実地審査(調査)手数料」、及び「判定業務手数料」の合計額を50%割引した金額とします。

以上